健康維持・増進と心身の保養 のための活動費助成要領

改廃履歴

Rev	改 廃 内 容	実 施 日
1.0	初版	2016. 04. 01
1. 1	様式の見直し	2017. 07. 01
1.2	様式の見直し	2018. 08. 01
1.3	元号改正に伴う改正(様式1)	2019. 05. 01
1. 4	「健康維持・増進と心身の保養のための活動費助成申請書」(様式1)、「証 憑書類貼付用紙」(様式2)のペーパーレス化対応(WORDからEXCEL に変更)	2021. 04. 01

目 次

- 第 1条 目的
- 第 2条 対象者
- 第 3条 助成の対象
- 第 4条 助成の基準
- 第 5条 申請から助成までの流れ

健康維持・増進と心身の保養のための活動費助成要領

規程番号 0901-0000-03-要制定日 2016年 4月 1日 改正日 2021年 4月 1日

(目的)

第 1条 この要領は、常勤役員、就業規則第2条に定める従業員および受入出向者が、健康維持・増進と心身の保養のための活動を行う場合に、その活動費の一部を助成することにより福利厚生の向上を図ることを目的として定める。

(対象者)

第 2条 対象者は、常勤役員、就業規則第2条に定める従業員および受入出向者とし、退職年度の者は対象としない。ただし、従業員のうち、定年退職後に再雇用し申請に基づく助成日に在籍する者についてはこの限りでない。

(助成の対象)

- 第 3条 助成は、健康維持・増進と心身の保養のために対象者が活動に要した次のものを対象とする。
 - (1) スポーツ施設使用料
 - (2) スポーツイベント参加費
 - (3) 健康器具・スポーツ用具の購入代
 - (4) ホテル・旅館等の宿泊料
 - (5) 旅行プラン料・ゴルフ場利用料
 - 2 活動費の一部に含まれる飲食代、駐車場代および土産物代は助成の対象としない。
 - 3 同条第1項第4号について、出張時の利用は不可とする。
 - 4 別に定める「契約保養施設の利用要領」との併用はできない。

(助成の基準)

- 第 4条 助成の基準とする期間は、毎年4月1日から3月31日までの1年間とする。
 - 2 助成額は、活動費合計額のうち年間20,000円を上限とする。

(申請から助成までの流れ)

- 第 5条 活動費の助成を受けようとする者は、次の手順で申請を行い、助成を受ける。
 - (1) 対象者は、活動費を支払い、領収証を受領する。
 - (2) 対象者は、当年度4月1日から3月31日までの活動費について、翌年度4月に申請することができる。申請は年1回とし、飲食代、駐車場代および土産物代については申請不可とする。活動費の助成を受けようとする者は、「健康維持・増進と心身の保養のための活動費助成申請書」(様式1)を記入し、その本人の活動費を判別できる次の書類を「証憑書類貼付用紙」(様式2)に貼り付け、総務部に提出する。
 - ①第3条第1項第1号、第2号および第3号について申請するとき ア. 領収証
 - ②第3条第1項第4号および第5号について申請するとき
 - ア. 領収証
 - イ. 領収明細書(宿泊日数や人数の記載のあるもの。記載のないものは申請不可。)

なお、第3条第1項第4号および第5号の申請について、領収証および領収明細書に

よって飲食代を判別できない場合は、次の金額を飲食代相当額とみなし、その金額を除いたうえで申請する。

①朝食:1,000円 ②昼食:1,000円 ③夕食:2,000円

④飲食を主たる目的とする日帰り旅行プラン: 2,000円

- (3) 総務部は、申請の内容が助成の対象かどうかを判定する。
- (4)総務部は、翌年度5月末日に助成する。